



以上この契約の証として本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

**(瑕疵がある場合の責任)**

**第9条** 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

**(工事の変更、一時中止、工期の変更)**

**第10条** 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

**(遅延損害金)**

**第11条** 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

**(紛争の解決)**

**第12条** この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

**(補則)**

**第13条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲（注文者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

乙（請負者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

丙（監理技師） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)